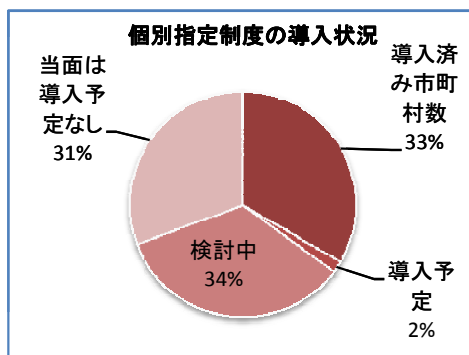


NPO法人に対する税優遇に係る制度導入状況(H24.4.30現在)

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

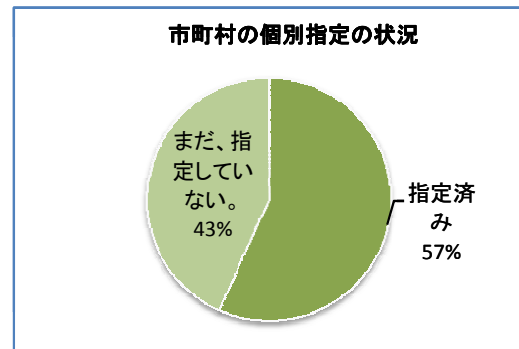
I 道内市町村の個別指定制度の導入状況

1 導入済み市町村数	61 市町村
2 導入予定	2 市町村
3 検討中	61 市町村
4 当面は導入予定なし	55 市町村



II 導入済みの市町村の個別指定の状況

1 指定済み	35 市町村 (指定法人数 62法人)
2 現在、指定手続き中	0 市町村
3 まだ、指定していない。	26 市町村



III 導入済み、導入予定の市町村の個別指定の要件

(複数回答)

1 主たる事務所が市町村内に所在していること	32
2 主たる事務所又は従たる事務所が市町村内に所在していること	12
3 北海道税条例で指定されていること	2
4 上記1～3以外の要件を定めている。	6
5 特に要件は定めない。	15
6 個別指定の指定期間や取り消し基準を定めている。	2

1 導入済み市町村の状況

No.	市町村名	条例施行年月日	指定法人数	個別指定の要件					特に要件は定めていない	個別指定の指定期間や取消基準あり	
				主たる事務所が貴市町村内に所在	主たる又は従たる事務所が貴市町村内に所在	北海道税条例で指定されている法人	その他の要件				
7	当別町	H23.9.13	3	○			住民の福祉の増進に寄与するものとして引き続き活動していること				
10	松前町	H24.4.1	1	○							
15	七飯町	H23.9.29		○							
16	鹿部町	H23.9.20		○							
17	森町	H23.9.8	2		○						
18	八雲町	H23.9.21	2	○							
19	長万部町	H23.9.8	2	○							
25	せたな町	H23.9.30							○		
27	倶知安町	H23.12.16	3	○			保健、医療又は福祉の増進を図る活動をしているこ				
41	神恵内村	H23.12.21	1	○							
57	南幌町	H23.9.20					地方税法第314条の7第1項第4号中の住民の福祉の増進に寄与する寄附金に該当するもの				
60	由仁町	H24.4.1		○							
61	長沼町	H23.9.13			○						
62	栗山町	H23.9.14			○						
68	雨竜町	H23.12.16		○			町民の福祉の増進に寄与すると認められるもの				
69	北竜町	H23.9.13	2	○							
75	鷹栖町	H23.9.26		○			住民の福祉の増進に寄与する				
76	東神楽町	H23.9.20	1		○						
77	当麻町	H24.4.1		○							
78	比布町	H23.12.16	2		○						
79	愛別町	H23.9.29	1	○							
81	東川町	H23.9.16	1		○						
82	美瑛町	H23.9.29	1	○							
83	上富良野町	H23.6.23			○						
85	南富良野町	H23.12.21	2	○			NPO法人指定要綱に規定する法人			○	
89	下川町	H23.9.16							○		
90	美深町	H23.9.21		○							
93	幌加内町	H23.9	1	○	○				○		
97	苫前町	H24.9.21			○						
100	遠別町	H23.6.30	1	○							
101	天塩町	H23.6.30	1	○							
103	猿払村	H24.3.12							○		
104	浜頓別町	H24.3.30	1	○	○						
105	中頓別町	H23.12.20	1						○		
107	豊富町	H24.6.30	1	○							
114	紋別市	H23.9.27	8	○							
115	大空町	H23.9.22	1						○		
117	津別町	H23.9		○							
118	斜里町	H23.6.30	3				事務処理要綱第2条に規定する法人				
119	清里町	H24.1.1		○							
120	小清水町	H23.9.13	1	○							
121	訓子府町	H24.4.1	1	○							
122	置戸町	H23.9.15							○		
123	佐呂間町	H23.9.15	1						○		
124	遠軽町	H23.12.19	4						○		
127	滝上町	H23.12.13			○						
129	西興部村	H23.12.20	1	○							
137	壮瞥町	H23.9.16	2	○							
140	厚真町	H23.9.9				○					
142	日高町	H23.9.20							○		
145	新冠町	H23.9	2		○						
146	浦河町	H23.9.15							○		
158	更別村	H23.12.12	1						○		
159	大樹町	H23.12.13	2	○							
160	広尾町	H23.12.16	2	○							
163	豊頃町	H24.1.1		○							
164	本別町	H23.12.14				○					
171	浜中町	H23.9.16							○		
173	弟子屈町	H23.9.13							○		
174	鶴居村	H23.6.30									
179	標津町	H23.9	2						○		
合計	61市町村		61団体	32	12	2			7	15	1

2 導入予定市町村の状況

NO.	市町村名	導入予定時期	個別指定の要件					
			主たる事務所が貴市町村内に所在	主たる又は従たる事務所が貴市町村内に所在	北海道税条例で指定されている法人	その他の要件	特に要件は定めていない	個別指定の指定期間や取消基準あり
33	ニセコ町	平成24年6月議会にて条例改正予定				住民の福祉等に寄与する活動を行っていること		指定審査基準を設ける予定
170	厚岸町	平成24年12月末までに制定予						

計	2市町村
---	------

3 導入について検討中の市町村の状況

(1) 検討中の市町村

●石狩振興局管内	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 7 新篠津村	●後志総合振興局管内	小樽市 島牧村 黒松内町 蘭越町 京極町 共和町 7 余市町	●上川総合振興局管内	旭川市 士別市 名寄市 占冠村 5 音威子府村	●オホーツク総合振興局管内	網走市 北見市 美幌町 湧別町 5 興部町
●渡島総合振興局管内	函館市 知内町 3 北斗市	●空知総合振興局管内	岩見沢市 美唄市 砂川市 滝川市 赤平市 新十津川町 秩父別町 8 沼田町	●留萌振興局管内	留萌市 2 羽幌町	●宗谷総合振興局管内	枝幸町 2 利尻町
●胆振総合振興局管内	室蘭市 苫小牧市 登別市 4 豊浦町	●十勝総合振興局管内	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 中札内村 池田町 足寄町 陸別町 12 浦幌町	●釧路総合振興局管内	釧路市 2 白糠町	●根室振興局管内	中標津町 2 羅臼町
●日高振興局管内	平取町 2 新ひだか町						
計							61市町村

(2) 導入の予定時期

1 北海道の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	37市町村
2 道内他市町村の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	19市町村
3 その他	5市町村

(3) 個別指定の要件等の設定予定

1 主たる事務所が市町村内に所在	7市町村
2 主たる又は従たる事務所が市町村内に所在	6市町村
3 北海道税条例で指定されている法人	14市町村
4 その他の要件	2市町村

4 当面は導入予定ない市町村の状況

(主な課題や、検討段階に至っていない事情等)

1 北海道の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	5市町村
2 道内他市町村の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	6市町村
3 市町村内にNPO法人が設立されていない	38市町村
4 その他(法人からの申出があれば検討、NPO法人以外の法人とのバランス等)	7市町村

※1と2の重複回答あり

計 55市町村